

2026年4月1日からの利用料金改定に関するQ&A

2025年2月3日更新

Q

A

- | | |
|--|---|
| 1. 利用料金改定の実施はいつからですか？ | ▶ 2026年4月1日以降のご利用分から適用されます。 |
| 2. 利用料金改定の理由は？ | ▶ 昨今の人件費・光熱費等の物価高騰や施設の維持管理コストの増加の影響に伴うものです。今後も利用者の皆様に快適かつ安全に過ごしていただく施設となるよう一層努めますので、ご理解とご協力をお願いします。 |
| 3. 利用料金改定の対象は？ | ▶ 当館の利用料金(施設・附属設備・駐車場)が対象になります。

当館ホームページよりご覧いただけます。 |
| 4. 新料金はどこで確認すればいいですか？ | ▶ ・最新トピックスをご確認ください
・各施設料金ページからも新料金表ページにご移動いただけます |
| 5. 2026年4月1日以降の利用許可を受けた予約について、2026年4月1日より前に行う変更や取消によるキャンセル料及び還付金はようになりますか？ | ▶ 2026年4月1日以降のご利用分についての変更及び取消によるキャンセル料及び還付金は、変更及び取消申請が新料金適用となる2026年4月1日より前であっても、利用の許可を受けている利用料金を基に算出致します。 |
| 6. 利用の許可を受けているとはなんですか？ | ▶ 申請書をご提出いただき(オンライン予約の場合は申し込みをした時点)、当館からの許可書、請求書を発行していることをいいます。 |
| 7. 2026年4月1日以降の利用日から、2026年4月1日以前の利用日に変更申請した還付金はようになりますか？ | ▶ 変更前・変更後のそれぞれの利用料金から、過入金が発生した場合はその差額を還付、不足分が発生した場合はその差額を請求致します。 |
| 8. 利用申請方法に変更はないですか？ | ▶ 利用申請方法は従来通りです。 |
| 9. 利用料金の支払期限に変更はないですか？ | ▶ 支払期限に変更はございません。 |
| 10. 変更・取消によるキャンセル料及び還付金はようになりますか？ | ▶ キャンセル料及び還付金の取扱いは、従来通りです。 |
| 11. 展示場等での特別な設備を設置して使用する電力料及び水道料はようになりますか？ | ▶ 施設・附属設備と同様、利用料金改定の対象となります。
▶ 新料金表をご確認ください。 |
| 12. 時間外利用はようになりますか？ | ▶ 施設・附属設備と同様、利用料金改定の対象となります。
▶ 新料金表をご確認ください。 |
| 13. 2026年4月1日以降利用分の見積書を発行してもらえますか？ | ▶ 対応いたします。当館スタッフまでお問い合わせください。 |
| 14. 2026年4月1日以降の利用ですで見積もりを出しているのですが利用料金はようになりますか？ | ▶ 利用料金改定となりますので、再度新料金にて見積もりをご提出いたします。 |